2018年5月吉日

(一社) 青森県建設業協会　御中

一般社団法人　日本建築学会東北支部
支部長　小林　淳

第29回「東北建築作品発表会」作品募集
第39回「東　北　建　築　賞」候補募集のご案内

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日本建築学会東北支部では、東北地方における優れた建築活動を広く人々に知っていただくとともに、設計者及び建築関係者の相互の研鑽の場、東北の地域性に立脚した優秀な建築作品を顕彰する場として「東北建築作品発表会」「東北建築賞」を毎年実施しております。

本年も10月6日(土)せんだいメディアテーク7階において、第29回「東北建築作品発表会」を開催するはこびとなりましたのでご案内申し上げます。

なお、2018年度第39回東北建築賞募集要領、同ポスターを同封いたしますので、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬具

2018年度(第39回)『東　北　建　築　賞』候補募集
2018年度(第29回)『東北建築作品発表会』作品募集

主催　一般社団法人　日本建築学会東北支部
後援　公益社団法人　日本建築家協会東北支部
（社）建築士事務所協会（東北各県）
（社）建築士会（東北各県）
東北建設業協会連合会

東北建築作品発表会・東北建築賞について

「東北建築賞」及び「東北建築作品発表会」は、学会と地域社会との交流の推進、建築関係者の研鑽、ならびに、東北地方の地域特性に立脚した建築作品の探求を目的に各々独自に行われてきましたが、1994年より、「東北建築賞作品賞」の応募作品は「東北建築作品発表会」で発表を行い、審査することと致しました。会員諸氏並びに後援団体からの積極的な応募を期待します。

第39回「東北建築賞」候補募集要項

１．表彰目的

東北地方においてその建築文化や環境形成の向上に貢献し、地球環境時代に相応しい優れた建築作品、東北地方で発表された将来性が期待される研究活動、その他建築分野にかかわる重要な業績を顕彰することにより、東北地方における建築水準の発展に寄与し、学会と地域社会の交流を図ることを目的とする。

２．賞の種類

（１）「作品賞」

東北地方に建設された優秀な建築作品

１．作品賞については小規模建築物部門・一般建築物部門・その他の建築物部門の3つの部門において審査を行うものとする。

２．小規模建築物部門は、延べ床面積500平方メートル未満の建築物を対象とし、一般建築物部門は、延べ床面積500平方メートル以上の建築物を対象とするものとする。その他の建築物部門はこれらにしばられない作品を対象とする。

３．作品賞に加え、特に建築の地域性に対する独自の視点や意匠、建築技術、建築計画上の新たな提案が的確になされていると選考委員会が認める作品に対し、「特別賞」を設けることがある。

（２）「研究奨励賞」

東北支部研究報告会で報告された今後の発展が期待できる研究論文1編を対象とし、賞を受ける者はその論文を口頭発表した正会員(個人)であり、かつ「若手研究者」（原則、修士の学位を有する者、あるいは修士の学位を有する者と同等以上の学力を持つ者で、発表時に40歳未満）とする。

（３）「業績賞」

(1)(2)以外で東北地方で実施された建築分野にかかわる重要な業績（街づくり・保存運動・経済・文化・教育・技術・生活など）

３．応募条件

（１）**作品賞は、過去５年間(2013年4月1日～2018年3月31日)東北地方に竣工した作品、第29回東北建築作品発表会で発表された作品を対象とする。**竣工日は、検査済証（公共工事では完了検査合格通知書）の日付で確認するものとする。

（２）研究奨励賞は、過去3年間に東北支部研究報告会で報告された研究論文1編（ただし、同一論文題目の連報の場合は、それらを1編とみなす）を対象とし、賞を受ける者は、その論文を発表した正会員(個人)であり、かつ「若手研究者」とする。ただし、この制度によってすでに賞を受けた者、また過去に日本建築学会奨励賞、学会賞（論文）を受賞した者を除く。また、応募は正会員による推薦（他薦）によるものとする。

（３）業績賞は、これまでの顕著な業績を対象とし、自薦・他薦を含め応募資格は特に問わない。

（４）(1)から(3)にかかわらず選考委員会の委員（選考の項参照）が、直接携わった作品、研究、業績については、作品賞、研究奨励賞および業績賞の対象外とする。

４．選　　考

選考については、東北建築賞選考方法内規に定められた手続きに従い行われるものとする。

（１）作品賞

１．作品賞の1次審査は、2018年東北建築作品集、第29回東北建築作品発表会での発表並びに質疑を対象として行い、第2次審査対象作品を選考する。第2次審査は、現地調査を実施した後に行う。

２．作品賞の審査基準は、次にあげる視点により評価を行う。

1）地域性、時代性等をふまえた企画力が優れていること。
2）技術力(表現性、独創性、機能性、環境性)が優れていること。
3）地域への貢献および文化度が高いこと。

（2）研究奨励賞
1．選考委員会委員は、推薦されたすべての候補について、各分野に分かれて当該論文を予備審査する。各分野の候補論文として残ったものの中から、選考委員会において決定する。
2．研究奨励賞の審査基準は、今後の発展が期待できる研究論文であることとする。
（3）業績賞

5．表　彰
（1）入選表彰は、支部総会（5月中旬）もしくは、みちのくの風2019(6月中旬)で開催する。
（2）作品賞は原則として小規模建築物部門、一般建築物部門、その他の建築物部門からまとめて8点以内とし設計者には賞状ならびに賞杯を授与する。あわせて施主・施工者には賞状を授与する。特別賞は2点以内とし、賞状を授与する。
（3）研究奨励賞は7点以内とし発表者には賞状を授与する。
（4）業績賞は5点以内とし受賞者には賞状ならびに賞杯を授与する。

6．応募手続
（1）応募資料の請求
東北支部ホームページに掲載されている下記の用紙をダウンロードの上、ご利用下さい。
1．作品賞部門　応募申込書
2．作品賞部門　版下原稿作成の例
3．作品賞部門　版下原稿作成の注意と資料提出要項
4．研究奨励賞部門　推薦書と申込みの注意
5．業績賞部門　推薦書と申込みの注意
（2）応募申込み受付期間
2018年6月1日（金）～2018年7月31日(火)午後4時　必着
（3）問い合わせ、申込み、ダウンロード先、提出先
一般社団法人　日本建築学会東北支部
〒980-0011　仙台市青葉区上杉1-5-15
日本生命仙台勾当台南ビル４Ｆ
TEL　022-265-3404　FAX　022-265-3405
HP　http://tohoku.aij.or.jp/

（4）提出物について
1．作品賞候補については、「応募申込書」および東北建築作品集の版下原稿、応募作品の検査済証のコピーを提出する。
2．作品賞第2次審査対象作品については、1次審査終了後、現地調査に必要な設計内容のわかる図面を当支部あてに提出する。
3．研究奨励賞候補については、所定の「研究奨励賞推薦書」のほかに、対象となる東北支部研究報告会論文の写し、業績説明書を提出する。業績説明書は、(1)当該研究分野の発展現況の概要説明、(2)候補論文の当該分野での位置づけ・成果の意義、(3)連名の場合は応募者の果たした役割、(4)関連する論文（過去3年間に報告された論文に限る）のリスト、(5)以前に応募した論文の継続研究であれば前回応募時からの進展状況、について説明しA4版1枚にまとめる。尚、(4)の関連する論文がある場合は、参考資料として論文の写しを添付する。
4．業績賞候補については、所定の「業績賞推薦書」のほかに、業績内容のわかる資料を提出する。
（5）応募費用
1．作品賞について、小規模建築物部門は1作品につき3万円、一般建築物部門とその他の建築物部門は1作品につき6万円とし、応募作品提出時に振り込むこととする。(受付後は辞退の場合も、応募費用は返却致しません)
2．研究奨励賞および業績賞について、応募費用は必要としない。

7．広　報
（1）作品賞、研究奨励賞、業績賞は3月にＨＰその他に公表する。
（2）作品賞については東北各県で作品展示会を実施する。
（3）総ての作品賞応募作品については、第29回東北建築作品発表会当日に発刊する2018年東北建築作品集に2017年東北建築賞受賞作品とともに掲載することとする。なお、応募者には、2018年東北建築作品集を小規模建築物部門応募者については3部、一般建築物部門とその他の建築物部門応募者については5部贈呈する。

８．著作権等について

（１）2018 年東北建築作品集に掲載作品の著作権は応募者に帰属するものとし、本会は編集出版権をもつ。
（２）著作権の侵害等の問題は応募者が全ての責任を負う。
（３）作品賞応募時点で施主・設計者・施工者は第 2 次審査に必要な審査員による現地立ち入り調査に同意したものとみなす。
（４）応募作品の作品集掲載による施主の個人情報の漏洩、その情報が直接あるいは間接的にもたらした損害については応募者が全ての責任を負い、当支部は一切の責任を負わないものとする。

９．その他

（１）受賞者には、広報に必要な概要紹介及び資料の提出をお願い致します。
（２）作品賞について、提出された資料、写真等については返却いたしません。

第 29 回「東北建築作品発表会」

１．目　　的

東北地方におけるすぐれた建築活動を広く人々に知っていただくとともに、それを記録し、設計者および建築関係者の相互の研鑽の場とし、もって東北地方の建築にとっての共通課題の探求にあたることを目的とする。また、本発表会での発表、並びに質疑は、東北建築賞作品賞の第一次審査の対象とする。

２．発表部門

（１）発表部門は次の 3 つの部門とする。
- 小規模建築物部門
- 一般建築物部門
- その他の建築物部門

（２）小規模建築物部門は、延べ床面積 500 平方メートル未満の建築物を対象とし、一般建築物部門は、延べ床面積 500 平方メートル以上の建築物を対象とする。その他の建築物部門はこれらにしばられない作品を対象とする。

３．発表資格

第 39 回東北建築賞作品賞応募者であること。

４．発表形式

発表者各位の用意するスライド等を用いて説明した後、質疑を行う。発表時間は概ね８分程度とする。なお、会場にはノートパソコン（OS：Windows、ソフト：PowerPoint）、PC プロジェクター並びにスクリーンのみ用意します。原則、その他のプレゼンテーション機器の使用は認めません。

５．発表会期日・場所

2018 年 10 月 6 日（土）
せんだいメディアテーク 7 階スタジオシアター
仙台市青葉区春日町 2-1
TEL　022-713-3171